

(公社)埼玉県農林公社森林整備事業競争入札の最低制限価格の設定について

平成28年5月1日理事長決裁

平成31年5月1日一部改正

埼玉県農林公社の森林整備事業における競争入札にあたり、平成28年5月1日以降に入札公告、指名通知を行うものから適用します。

1 最低制限価格

直接工事費、共通仮設費及び現場管理費等の合計額に10分の9.2を乗じた額（千円未満の端数は切り捨て）に消費税相当額を加算した額とする。

なお、決裁権者が特別なものと認めた場合については、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で決裁権者が定める値を乗じた額とする。

(参考) 埼玉県農林公社の森林整備事業における事業費の構成

